

不審な現場を見つけたら…

「地元の人間しか知らないような道なのに、大型ダンプが頻繁に往来するようになった」「森林が切り開かれ、昼夜問わず何か作業している」など、不審な現場を見つけた際は、県や市町村へ御連絡ください。

県では、24時間・365日受付可能な「産廃残土県民ダイヤル（産廃110番）」を設置し、不適正な埋立の早期発見・早期対応を図っています。

産廃残土県民ダイヤル（産廃110番）
043-223-3801

【お問い合わせ先】

事務所名	管轄市町村	電話番号
葛南地域振興事務所	市川市・習志野市・八千代市・浦安市	047-424-8093
東葛飾地域振興事務所	松戸市・野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市	047-361-2119
印旛地域振興事務所	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町	043-483-1138
香取地域振興事務所	香取市・神崎町・多古町・東庄町	0478-54-7505
海匝地域振興事務所	銚子市・匝瑳市・旭市	0479-64-2825
山武地域振興事務所	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町・横芝光町・芝山町	0475-55-3862
長生地域振興事務所	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	0475-26-6731
夷隅地域振興事務所	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	0470-82-2451
安房地域振興事務所	館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町	0470-22-8711
君津地域振興事務所	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	0438-23-2285
ヤード・残土対策課	市原市	043-223-4724

市町村によっては独自の条例により規制を行っており、県の管轄から外れているため、市町村窓口を御案内する場合があります。

土地所有者の皆様へ

悪質な土地の埋立てに 御注意ください！



「長年放置している土地がある」
「遊休地を活用したもうけ話が舞い込んできた」

そんなあなたの土地、悪質業者に狙われているかもしれません。

悪質業者による埋立ての標的になってしまうと、取り返しのつかない損害を被ることになりかねません。
大切な土地を守るために、十分に御注意ください。

千葉県環境生活部ヤード・残土対策課

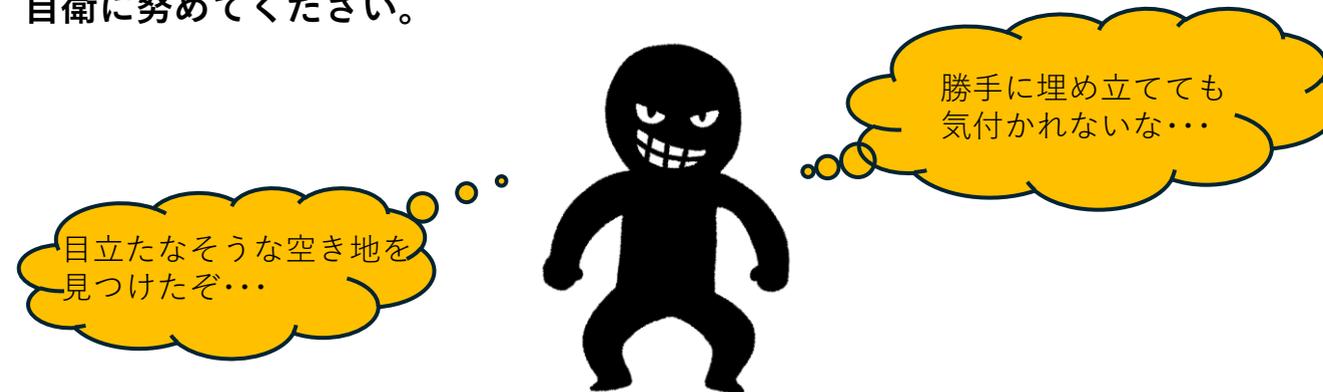
悪質業者は、常に土砂の埋立てができそうな土地を探しています。
そのような土地を見つけると、法令等の基準を無視して短期間に大量の土砂を持ち込み、行方をくらましてしまいます。
業者が逃げってしまった場合、こうした土砂は、現場にそのまま残されてしまうのが現実です。



被害に遭ってしまうと・・・

- **土砂が撤去されるまで、土地を利用できなくなる**
違法に埋め立てられた土砂は全量撤去しなければならず、その妨げとなるような構造物の設置は禁止されます。
- **土地の評価額が低下する**
全く利用できない土地になってしまうため、資産価値が大きく損なわれます。
- **自ら土砂を撤去する場合、莫大な費用負担が発生する**
どうしても土地を使いたい場合、最終的には地主や利用希望者が土砂を撤去するしかありません。
しかし、土砂の撤去には数百万円から数千万円という莫大な費用がかかります。
- **土砂災害のリスクが発生する**
災害防止策を講じずに埋め立てていた場合、大型台風や集中豪雨が発生したときに、土砂の崩落が起こるおそれがあります。
- **近隣トラブルに発展する**
土地境界を無視して埋め立てていたり、崩れた土砂が隣地に流れ込んだりすると、隣地の地主とトラブルになるおそれがあります。

悪質業者は、人目につきにくい土地や、荒地などの管理されていない土地を狙っており、地主に知らせることなく勝手に土地を埋め立てることもあります。
地主の皆様は、悪質業者に狙われづらい環境づくりを進めることで、自衛に努めてください。



- **日常管理を徹底する**
定期的な見回り、草刈り、監視カメラやセンサーライトの設置など、日常的に管理された土地であることをアピールしましょう。
- **物理的な侵入対策を講じる**
土地の周囲を柵で囲んだり、入口にバリケードを設置したりするなど、悪質業者が土地に入れないようにしましょう。

土地を貸す場合の対応

- **相手方や事業内容の確認**
土地を貸す前に、あらかじめ相手方や事業内容をよく確認してください。
- **許認可等の要否の確認**
土地の利用方法によっては、あらかじめ県や市町村での手続が必要な場合があります。
※土砂等による埋立て、森林の伐採、農地からの用途変更
- **書面による契約締結**
口約束はトラブルの原因となり、何かあったときに地主の責任も追及される事態となりがねないため、必ず書面で契約を交わしてください。
- **土地利用状況の確認**
相手方が契約書どおりに土地を使っているか、定期的に点検してください。

